平成26年11月14日

厚生労働省社会·援護局障害保健福祉部障害福祉課 障害児·発達障害者支援室御中

一般社団法人 日本筋ジストロフィー協会 副理事長 障害をもつ子どものグループ連絡会 会長 矢澤健司

# 「放課後等デイサービスガイドライン」構成案に対する意見書

放課後デイサービスの基礎となった制度は、1960年代後半に活動していた親たちの切実な願にこたえて1970年4月に東京都独自事業「心身障害児・者通所訓練等事業」としてできました。その後、この制度は全国に広がり放課後活動はじめ成人の作業所等、様々な活動を支えてきました。この制度を要望してきた父母の会は、1971年1月に障害をもつ子どものグループ連絡会を立ち上げ、よりよい制度にするために学習会、連絡会ニュース、陳情・請願を行ってきました(はばたけ子どもたち、障害をもつ子どものグループ連絡会40年の歩み、2012年4月)。1986年に、筋ジストロフィーの専門病院である国立療養所長良病院ではデイケア外来として、併設されていた病弱養護学校の放課後支援が始まり、この活動は少しずつ広がってゆきました(第31回全国病弱虚弱教育研究連盟研究協議会、1990年)。2006年に障害者自立支援法が施行されましたが放課後活動のメニューがなく、全国放課後連等の運動により国会請願が2008年(平成20年)12月の国会で衆参両議院ともに採択され、2012年4月から児童福祉法が一部改正され、放課後デイサービスが新たに法制化されました。これを機会におおくの事業者が参入してきましたが、内容は様々で一定の質を担保するためにガイドラインは必要だと思います。

### 1. ガイドラインの趣旨について

放課後デイサービスは障害児にとって、家庭、学校とはまた違った**第3の活動の場**として家庭や学校では得られない経験を積む重要な場です。法制化に伴い、多くの事業者が参入されていますが、その中身についてはあまり吟味されてきませんでした。この「放課後等デイサービスガイドライン」は一定のサービスの質を担保するために必要だと思います。ただ、**ガイドラインは指導の手引**でありマニュアルではないことを確認したいと思います。

## 2. 放課後等デイサービスの基本的役割について

**放課後活動は「学校でも家庭でもない、第3の生活の場」**として、遊びを大事にしながら、子どもが 気持ちを相手にぶつけたり、相手からぶつけられたりして、「葛藤を調整する力」「折り合いをつける力」 を育てる実践が展開されてきました。異なった障害をもち、異なった年齢層が集う、家庭や学校では得 られない、地域社会で生活をするための訓練を行える唯一の場と考えられます。この役割は大きく、単 に、一般の学童クラブを補完する後方支援だけでなく、小さくても、**社会生活を体験できる貴重な場**です。

#### 3. 子どものニーズに応じた適切な支援の提供と支援の質の向上について

様々な障害をもつ子ども達の対応は、画一的なマニュアルでは対応できず、日々の活動の中から保育者が子供たちの気持ちを読み取り、保護者や学校関係者とも連携を取りながら支援してゆくもので、試行錯誤の中から新しい支援を探し出す作業で日々の積み重ねが重要です。

放課後デイサービスで行われている活動の中からいろいろなものを学び、子どもの一人ひとりの特徴をつかみ、適切な指導へと繋げて行きます。ガイドラインを作る場合、制度からトップダウンで作るのではなく、**多くの実践の中から**よりよいプログラム、研修内容、保護者との連携、他機関との連携、地域との連携、安全確保と緊急時の対応等についてガイドラインを構築していっていただきたい。

ガイドライン作成には是非当事者の意見を取り入れてください。

### 4. 安全確保と緊急時の対応

日常の安全確保は活動の基本です。以下の項目をガイドラインに反映してください。

- 1) 常日頃の安全確認と見守り
- 2) 緊急時の対応、連絡体制
- 3) 災害時の対応と避難訓練
- 4) 他機関とのネットワーク